## 答 申

#### 1 審査会の結論

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)は、佐賀県知事が作成した「地方税等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書(案)(以下「本件評価書」という。)」について、特定個人情報保護評価の点検を行った。その結果、審査会は、地方税等に基づく県税の賦課徴収に関する事務において、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると評価する。

#### 2 本件評価書の審査内容

審査会では、「特定個人情報保護評価指針」と「特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項」に基づき、本件評価書の適合性(指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか)及び妥当性(特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報の目的等に照らし妥当と認められるか)について、次のとおり審査を行った。

#### (1) 本件評価書の事務の概要

ア 事務の名称

地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務

#### イ 事務の内容

地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の うち県税の賦課徴収に関する事務。

# ウ 特定個人情報ファイルの名称 税個人情報データベースファイル

## エ 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するとともに、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報により県税の減免事務等を効率化することで、県税の公平・公正な課税につなげ、徴収事務を効率化する。

### (2) 適合性について

アーしきい値判断に誤りはないか。

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が、30万人以上の場合に必要な全項目評価を実施している。

#### イ 適切な実施主体が実施しているか。

事務の実施主体である佐賀県知事が評価を実施している。

## ウ 公表しない部分について

セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の内容 を全て公表することとしている。

### エ 適切な時期に実施しているか。

平成27年10月以降に特定個人情報ファイルの保有を予定しており、適切な時期に評価 を実施している。

#### オ 県民等からの意見聴取と、意見を踏まえた必要な見直しについて

平成27年2月20日から平成27年3月23日までの間、県民等からの意見聴取を実施した 結果、評価書に対する意見は無かった。

#### カ 評価書の記載項目について

指針において定められている評価書様式で求められる事項について、事務の実態に基づき漏れなく記載している。

#### (3) 妥当性について

佐賀県知事は、事務において取り扱う特定個人情報の流れを把握し、そのプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを特定し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置について記載している。その主な内容は次のとおりである。

## ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報の入手は、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を使用し、賦 課徴収等の使用目的を説明した上で、本人確認等を徹底する事で対策を講じている。

## イ 特定個人情報の使用について

税総合情報システムは、県税の賦課徴収に関係のない情報を保有しておらず、メニュー画面では当該職員の職責に応じたメニューのみが表示されるよう、アクセス権限管理を適切に実施している。

また、サーバー上の特定個人情報ファイルは、税務職員担当者、維持管理担当者といった特定のユーザーしかサーバー・ネットワーク機器にアクセス出来ないよう、制限をかけているので、それ以外の者がファイルを取得することは出来ない。

さらに、全ての操作ログは永久保存し、漏えい時の追跡を可能としている。

### ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

特定個人情報ファイルの取扱いの委託に当たっては、委託先選定時に、情報管理体制 を確認するとともに、委託契約書において個人情報取扱いと情報セキュリティに係る特 記事項を含め個人情報の管理体制等報告書の提出を求めることとしている。

また、委託業者が取扱う特定個人情報の状況については、県は随時調査できるものとし、特定個人情報の適切な管理を確保するために、必要な指示を行うとともに、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告又は資料の提出を求め、必要があると認めるときは委託先に対して現地の調査を行うこととしている。

## エ 特定個人情報の提供について

特定個人情報の提供処理を行う国税連携システム(elTAX)では、決められた機能以外での提供を行うことが出来ない。

また、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することは不可能で、複数人による提供情報及び提供先の確認が必要としている。

#### オ 情報提供ネットワークシステムとの接続

業務システムの利用事務は、業務システムの利用者認証と事務権限を判断の上、事務 及び手続の利用可能な範囲内で情報の入手ができる仕組みとしている。

また、中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し行政専用のネットワーク及び庁内ネットワークを利用することにより安全性を確保している。

#### カ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報の適正な管理を確保するため、生体認証による入退場制限を実施すると ともに、監視カメラによる監視、無停電電源装置等の災害時対策といった物理的対策及 びアクセス制限や不正プログラム対策等の技術的対策を講じている。

また、特定個人情報の保管に当たっては、定期的に情報更新を行うとともに、保管期間を経過した特定個人情報は、復元及び判読が不可能となる方法を用いて消去される。

以上より、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 3 付言

「地方税等に基づく県税の賦課徴収に関する事務」においては、委託業者も複数介在している。 委託・再委託の必要性が高いと考えられる一方で、リスクが高まる要素でもあるため、本件評価 書に記載されたリスク対策を確実に実施することはもちろん、委託契約時には、特定個人情報の 漏えいがないよう、契約書、仕様書には具体的な方法を記述するよう努め、当該事務に従事する 職員及び委託事業者に対して継続的に厳格な指導・監督を行うこと。

また、不正アクセスといった技術は日に日に進歩しており、その時代の環境に応じた対策が求められることから、情報システムに対するセキュリティ強化を継続的に実施すること。

以上、答申する。

## 4 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審査経過	
平成27年3月30日	諮問実施機関から諮問書を受理	
平成27年4月7日(平成27年度第1回審査会)	実施機関からの説明・質疑	
平成27年4月24日(平成27年度第2回審査会)	審議	
平成27年5月8日(平成27年度第3回審査会)	審議	
平成27年5月20日	答申	

## (参考)

佐賀県情報公開·個人情報保護審査会委員·臨時委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
井上 禎男	福岡大学法学部准教授	
小野 壽子	税理士	
只木 進一	佐賀大学大学院工学系研究科教授	臨時委員
原まさ代	(公社)全国消費生活相談員協会参与	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)